

いわみざわ

農業委員会だより

No.12

平成30年1月発行



農業委員会総会（平成29年第10回）



道外研修「有福江営農」（岐阜県海津市）



作柄状況調査（平成29年8月30日）

新年あけまして
おめでと
う
さ
げ
ま
す



主な 内容

- 年頭のあいさつ
- 第23期農業委員会体制について
- 農地流動化状況
- お知らせなど
- 編集後記

年頭にあたって



岩見沢市農業委員会

会長 山谷 康雄

明けましておめでとーございます。

輝かしい新春を迎え謹んでごあいさつを申し上げますとともに、皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素より農業委員会の活動に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。私ことこの度、第二十三期農業委員改選にあたり、委員諸氏のご推挙を戴き会長に就任いたしました。今後ともよろしくお願いいたします。

今回の農業委員の改選にあたりましては、従来の選挙制から市長の任命制になりましたことから、皆様には委員候補者の推薦等、深いご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。おかげさまで本農業委員会は農業者の代表機能を維持しつつ、また、女性委員を含む中立委員四人を擁する総勢三十六人の新たな体制でスタートすることができました。

さて、昨年を振り返りますと、雪解け後、水稲・小麦・大豆などの春作業は順調に進みましたが、六月の低温や日照不足により生育はやや停滞しました。七月に入り気温、日照時間ともに平年を上回り、生育は平年並みになりました。その後、高気圧と気圧の谷が交互に通り、低温・日照不足により水稲は登熟が進まず停滞しました。しかし、収穫作業はやや遅れたものの、質・量ともに豊作といえ

る年となりました。また、大豆等は九月以降の悪天候により収穫作業が遅れ、秋まき小麦は播種作業が遅れることとなりました。玉葱はほぼ順調に生育し、収穫作業も平年より早めに終了し、球形も平年並みとなりました。全般では、おおむね平年並みかあるいは平年を上回る収量・品質で、ほぼ順調な出来秋となりました。

また、農業情勢ですが、TPP交渉は、昨年一月米国が離脱を発表し、新たな貿易交渉にあたり、依然として我々農業者をはじめ、関係する業界も予断を許さず情勢を注視することともに、平成三十年からは、米の直接支払交付金の廃止に伴う生産調整見直しや、改正農業災害補償法の施行など変化の年となることから、米の需給安定や農家の所得確保につながるよう求めていかななくてはなりません。

最後に、この度の法改正による新農業委員会体制を充実させ、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の解消・農地の有効利用の推進のため、引続き農業者を代表する機関として地域に根ざした農業委員会活動にまい進いたしますことを申し上げますとともに、本年が皆様にとりまして実り多き年となりますようご祈念申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。



年 新 賀 謹

岩見沢市農業委員会

会長 山谷 康雄
会長職務代理 佐々木利夫

総務委員会

委員長 池田 明博
副委員長 中林 強

農政委員会

委員長 柳谷 春夫
副委員長 森本 英世

農地委員会

委員長 坂 啓一
副委員長 町田 透

第一地区常任委員会

委員長 黒田 芳明
副委員長 吉成 朗

第二地区常任委員会

委員長 坂 啓一
副委員長 森 一男

第三地区常任委員会

委員長 野 文明
副委員長 山田 辰弘

第四地区常任委員会

委員長 渡辺 亮二
副委員長 西谷内智治

第五地区常任委員会

委員長 町田 透
副委員長 木下 幸彦

第六地区常任委員会

委員長 日笠 和良
副委員長 干場 克二

第七地区常任委員会

委員長 籠島 和義
副委員長 宇井 正明

北村遊水地事業特別委員会

委員長 木下 幸彦
副委員長 西谷内智治

農業委員会事務局

事務局長 米澤 鎮宏
農地係長 寺島 直樹
振興係長 内山 充人

農地係

主事 牧野 博樹

振興係

主事 山本 里美
主事 小野 孝一
主事 上口 裕介
主事 桑名 翔平

(農業振興センター担当)

主査 山田 勝彦 (敬称略)



農業委員が任命されました

～ 第23期 新農業委員の顔ぶれ ～

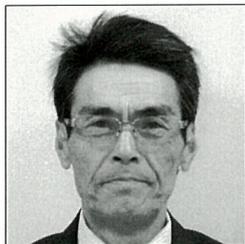
農業委員は、公募により候補者を募り、昨年7月20日付けで第23期農業委員に中立委員4人を含む36人が任命され、翌7月21日開催の第7回農業委員会総会において、体制を決定しました。どうぞよろしくお願いいたします。農地・農業者年金に関することや、後継者のことなど、お気軽にご相談ください。

第1地区常任委員会

委員氏名(敬称略)・担当地区



黒田 芳明
上幌向町・金子町



吉成 朗
幌向町・
御茶の水町



柿崎 壽恵子
中立委員



倉田 真二
志文町・下志文町
・南町・大和町



佐々木 利夫
中幌向町・双葉町

第2地区常任委員会



坂 啓一
西川町



森 一男
稔町



馬場 広之
西川町・若松町

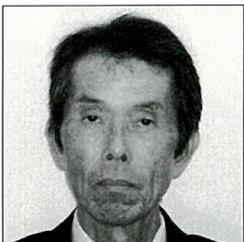


森本 英世
稔町



長井 眞一
北海土地改良区

第3地区常任委員会



野 文明
峰延町



山田 辰弘
宝水町・
上志文町・毛陽町



引頭 一宏
いわみざわ農協



中林 強
大願町



前田 善治
東町・岡山町

第4地区常任委員会



渡辺 亮二
北村中小屋



西谷内 智治
北村赤川・
栄町



戸田 憲一郎
北村大願



尾田 憲朗
北村豊正



伊藤 俊春
峰延農協



米内山 裕子
中立委員

第5地区常任委員会



町田 透
北村幌達布



木下 幸彦
北村豊里・
北都



池田 明博
北村砂浜



志賀野 敏
北村中央・
美唄達布



井川 和也
北海道中央農業共済組合

第6地区常任委員会



日笠 和良
栗沢町南幸穂
・小西・岐阜



干場 克二
栗沢町越前



柳谷 春夫
栗沢町北斗



近田 昌枝
中立委員



山谷 康雄
栗沢町自協
・必成

第7地区常任委員会



籠島 和義
栗沢町北幸穂
・最上・由良



宇井 正明
栗沢町加茂川
・栗丘・茂世丑



宮崎 裕治
栗沢町砺波
・栗部・耕成



道下 智義
栗沢町上幌・宮村
・万字・美流渡



小倉 和敏
中立委員

農地流動化状況

(平成 28 年 11 月から平成 29 年 10 月審議分)

単位：件・㎡

| 農地法第 3 条 | | | | 農用地利用集積計画 | | | | 農地法第 4 条 | | 農地法第 5 条 | |
|----------|---------|-------|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|----------|--------|----------|--------|
| 所有権 | | 使用収益権 | | 所有権 | | 使用収益権 | | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 |
| 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | | | | |
| 12 | 234,163 | 56 | 7,796,870 | 167 | 7,074,986 | 140 | 5,079,558 | 11 | 11,566 | 4 | 12,375 |

農地の売買・賃貸借・転用等には許可が必要です！

農地法第 3 条

賃貸借権等の権利の移転、設定をするときの許可

農地法第 4 条

農地を農地以外（自分の住居・資材置場等）に転用するときの許可

農地法第 5 条

農地を売買、賃貸借等により農地以外に転用するときの許可

農用地利用集積計画

あっせんによる賃貸借権等の権利の移転、設定をするとき

要注意！ 農業者年金が減額になる場合があります

－ 後継者に経営移譲された方 －

農地の貸借の相手先の変更や農地の転用など、農地の移動の予定があるときは、必ず事前に農業委員会または JA に相談しましょう。



農業従事者調査のお願い

今年度も町内会長・農事組合長を通じ、農業従事者調査を実施しています。

取りまとめのうえ、1月12日(金)までに提出してください。

★平成 28 年度 農業従事者調査結果

| 地区 | 区分 | 年度 | 個人 | | 法人 | | 合計 | |
|-----|----|----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
| | | | 戸数 | 人数 | 戸数 | 人数 | 戸数 | 人数 |
| 岩見沢 | | 28 | 376 | 949 | 45 | 154 | 421 | 1,103 |
| | | 27 | 388 | 979 | 43 | 128 | 431 | 1,107 |
| 北村 | | 28 | 228 | 602 | 56 | 205 | 284 | 807 |
| | | 27 | 237 | 633 | 56 | 176 | 293 | 809 |
| 栗沢 | | 28 | 255 | 620 | 8 | 36 | 263 | 656 |
| | | 27 | 264 | 650 | 8 | 29 | 272 | 679 |
| 計 | | 28 | 859 | 2,171 | 109 | 395 | 968 | 2,566 |
| | | 27 | 889 | 2,262 | 107 | 333 | 996 | 2,595 |

法人報告書の提出について

農地所有適格法人（旧農業生産法人）は、農地法第 6 条で定めるところにより、毎年、事業の状況等について、農業委員会に報告しなければなりません。農業委員会よりご案内をいたしますので、必ず報告してください。

報告書の提出期限は 2 月 28 日（水）です。会計年度の都合により提出が遅れる場合は、決算後、速やかに提出して下さい。

